

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の5第1項各号に規定する者（以下「処分者等」という。）の全てを確知することができないので、法第19条の8第1項後段の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年10月13日

静岡県知事 川勝平太

1 講ずべき措置の内容

静岡県掛川市上内田字田島27番1（以下「本件区域」という。）に埋め立てられたがれき類等の産業廃棄物を履行期限までに撤去すること。

なお、撤去した産業廃棄物は、廃棄物処理法その他の関係法令に従い適正に処理すること。

2 計画書の提出

1の実施に当たって、あらかじめ、具体的な手法や工程等を記載した計画書を作成し、令和5年10月20日までに静岡県知事あて提出した上で承認を受けること。

3 履行期限

令和5年10月24日

4 静岡県知事による措置

処分者等が3の履行期限までに1の措置を講じないとき、又は措置を講ずる見込みがないと認められるときは、静岡県知事が1の措置の全部又は一部を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

5 問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

（電話 054-221-3810）